

市立中央病院小児科の診察予約

# 試験的システムの モニターを募ります

市立中央病院小児科は、今月から、携帯電話やパソコンから診察の予約ができるシステムを試験的に導入しています。このシステムは、診察予約のほか、診察当日、現在の待ち順を携帯電話やパソコンで確認できたり、指定した待ち順になると呼び出しメールが届くサービスを提供します。

今回の試験的導入に際し、同システムのモニターを募集します。対象は

- ・同病院で受診したことのある子供(15歳未満)です。同システム利用に関して、電話代などの通信費以外に特別な費用は不要です。
- ・【申込】10月31日までに同病院小児科が医事課で、所定の申込書の記入を提出。
- ・【試験的導入期間】来年3月31日まで
- ・【問合せ先】医事課(0798・64・1515)

# 水道の使用開始・中止 ホームページで 申し込めるように

水道の使用開始と使用中止が、ホームページで申し込めるようになりました。申込は、使用開始する日や中止する日の3日前(土・日曜、祝日を含まない)までにお願います。

なお、申込の内容について確認が必要な場合、水道局から連絡することがありますので、必ず連絡先を入力してください。

ホームページのアドレスは <http://www.nishio.or.jp/~suidou> です。問合せは水道局業務課(0798・32・2210)へ。

## 高齢者世帯の水道設備 無料で点検します

6月1日から7日までは「水道週間」です。水道局は、同週間の行事の一環として、6月1日から1カ月の予定で、高齢者世帯の水道設備(給水装置)の無料点検を実施します。対象世帯は、JR神戸線以北および北部地域にお住まいの、65歳以上の夫婦のみです。

6月1日から7日までは「水道週間」です。水道局の職員が対象となる世帯を訪問し(身分証明書を提示します)、水道設備の漏水の有無の確認や蛇口のバッキン漏れがあった場合のバッキン取り替えを無料で行います(湯水混合栓等水道局では対応できない).

ものは除きます。問合せは、水道局庶務課(0798・32・2201)へ。

水道パネル展  
6月1・2日の午前10時から午後4時までフレンド西宮玄閣前広場で。本市の財政状況・配水系統・水質基準などのパネルでの紹介や、水の飲み比べなど。問合せは水道局庶務課(0798・32・2209)へ。

# 精神障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)

6月10日から受付開始

市は、精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)を開始します。同事業は、日常生活を営むのに支障がある精神障害者の自立と社会復帰を支援する目的で開始するもので、

ホームヘルパーが自宅等を訪問し、掃除・調理などの家事援助や通院の付き添い、日常生活に関する相談などを行います。対象者からの同サービス利用相談に基づき、市が面接・訪問等を行った結果、ヘルパー派遣が必要であると認められた人に対して利用者を発行します。この利用者をヘルパー派遣事業所に提示し契約すると、ヘルパー派遣が開始されます。

なお、所得税額に応じて自己負担額があります。【対象】次の①②③すべてを満たす人 ①精神障害者保健福祉手帳所持者かつ精神障害を支給事由とする障害年金受給者 ②病状が安定している在宅生活者で、(0798・26・3669)へ。

ホームヘルパー派遣につきましては、主治医の了解を得た人、③介護保険法、身体・知的障害者福祉法等のほかに施策によるホームヘルプサービスを受けていない人

【受付開始日】6月10日 【問合せ先】健康増進課(0798・26・3669)へ。

# 児童手当の手続きは 済みましたか?

受給中の方は「現況届」の提出を

児童手当は、義務教育就学前(6歳到達後の最初の年度末)までの児童を養育している人で、所得制限額を超えない場合に受けられます。

平成14年度の児童手当(平成14年6月・15年5月分)の所得制限額は改正されませんが、12年中より13年中の所得が減少した人、扶養人数が増えた人、国民年金から厚生年金などに変わった人などは、新たに受給できる場合が出てきます。平成13年中の養育者の所得が、下表の所得制限内(加入している年金制度で額が異なります)と思われる人は、急いで請求してください。

なお、現在児童手当を受けている人には、平成14年度更新のための「現況届」を6月に送付しますので、必ず提出してください。問合せは年金課(0798・35・3189)へ。

## 児童手当の所得制限額 (養育者の加入している年金制度により区分があります)

扶養親族などの数	児童手当、就学前特例給付(国民年金・その他加入者)		特例給付、就学前特例給付(厚生年金・共済組合加入者)	
	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	309.0万円未満	453.8万円未満	468.0万円未満	652.5万円未満
1人	347.0万円未満	501.3万円未満	506.0万円未満	695.6万円未満
2人	385.0万円未満	548.8万円未満	544.0万円未満	737.8万円未満
3人	423.0万円未満	596.3万円未満	582.0万円未満	780.0万円未満
4人以上	1人につき38万円を3人の所得額に加算した額未満			

収入額とは給与所得の場合、給与所得控除前の金額▷所得額には「一律控除8万円」を加算しています▷雑損・医療費控除などそのほかの控除あり▷老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人の限度額は、上記の所得額に1人につき6万円を加算した額未満

## 精神障害者の家族対象に 保健所家庭教室を 開催しています

市は、毎月第4水曜日の午後1時半から保健所で、精神障害者の家族を対象にした「家族教室」を開催しています。参加費は無料。(0798・26・3669)へ。

「家族同士の支え合い」、「病気の理解」、「家族の役割を考える」ことを目的に、月毎にテーマを設定し、学習会や家族同士の交流、困っていることなどの話し合いを行います。6月は26日に「病気の理解①精神疾患について」をテーマに開催します。申込、問合せは健康増進課(0798・26・3669)へ。

## 災害援護資金貸付金 6月1日(土)、23日(日) などに償還相談

市は、災害援護資金貸付金の融資を受けている人で、事情によりまだ償還していない人や、勤務などの関係で平日の窓口側フレンド西宮3階)で相談が困難な人を対象に、夜間・休日償還相談を行います。会場は災害援護管理室(JR西ノ宮駅南側フレンド西宮3階)で、後8時まで延長。

【夜間償還相談】6月13・18日に執行時間を午後5時

【休日償還相談】6月1・23日の午前9時~午後5時

問合せは同室(0798・35・2190)へ。

# 危険物安全週間 (6月2日~8日)

講演会、予防査察など実施

6月2日から8日までは「危険物安全週間」です。期間中、「危険物災害ゼロ」を目標に、危険物の保安に対する意識の高揚・啓発を推進し、各事業所での自主保安体制の確立を図るため、全国各地で様々な行事が行われます。

また同期間中、消防局と各消防署は、危険物を取り扱う施設を重点的に予防査察を行います。

◆危険物取扱者保安講習会 7月11日、8月22日(2日間コース)の午後1時半からフレンドホールで対象はガンリスタンド(累計56件)

◆消防テレホンサービス(0798・22・9999) ツー・シキウ(0798・32・7315)へ。

◆消防テレホンサービス(0798・22・9999) ツー・シキウ(0798・32・7315)へ。

# 皆さんからいただいた 意見を閲覧できます

6月2日から8日までは「危険物安全週間」です。期間中、「危険物災害ゼロ」を目標に、危険物の保安に対する意識の高揚・啓発を推進し、各事業所での自主保安体制の確立を図るため、全国各地で様々な行事が行われます。

「都市計画基本方針」の「緑の基本計画」の試行。現在、いただいた意見を参考に、都市計画審議会にて、都市計画基本方針については都市政策課(0798・35・3660)へ、緑の基本計画については公園緑地課(0798・35・3615)へ。

## 善意の 寄付

貸付金の償還方法については、月分割償還や少額償還も可能です。ぜひご利用ください。

問合せは同室(0798・35・2190)へ。

【4月分】市あて  
「青い鳥」福祉基金へ 宇都宮春江、村上靖子、村田泰造、平野清子、妹尾春江、心身道強虎、匿名1件 合計20万7190円  
物品の寄付(ふき取り布) グループつくしんぼ (敬称略)

【5月分】市あて  
「青い鳥」福祉基金へ 宇都宮春江、村上靖子、村田泰造、平野清子、妹尾春江、心身道強虎、匿名1件 合計20万7190円  
物品の寄付(ふき取り布) グループつくしんぼ (敬称略)

【6月分】市あて  
「青い鳥」福祉基金へ 宇都宮春江、村上靖子、村田泰造、平野清子、妹尾春江、心身道強虎、匿名1件 合計20万7190円  
物品の寄付(ふき取り布) グループつくしんぼ (敬称略)